

コンプライアンスに基づく行動指針

令和4年9月9日 制定
一般社団法人 携帯端末登録修理協議会

(基本方針)

私たちは、社会に信頼される団体としてコンプライアンスの実践及び徹底を協議会運営の最重要課題の一つと位置付けます。そのため私たちはコンプライアンスや規範、ルールなどを遵守し、誠実かつ公正で透明性の高い協議会活動を行います。

(行動指針)

1. 法令等の遵守

私たちは、遵法精神と高い倫理観を持って職務を遂行します。

2. 職務に関する倫理の保持

私たちは、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いたり、職務執行の対象となる者からの贈与を受けること等の疑惑や不信を招いたりするような行為をしません。

3. 情報の厳正な管理

私たちは、業務上知りえた会員・取引先の情報や個人情報について守秘する義務があることを強く意識し、これらの情報が漏洩しないよう常に適切な管理を行います。

また、当協議会が保有する独自情報は重要度に応じて適切な管理を行います。

4. 業務の透明性、適正性の確保

業務手順の確立、透明で的確な経理処理等業務の透明性と適正性を確保する。

5. 専門知識・能力の確保

私たちは、会員に対して、常に良質な支援を提供するため、自らの専門知識・能力の維持向上に努めます。

6. 反社会的勢力への対処

私たちは、社会秩序や当協議会の健全な運営に脅威を与える反社会的な勢力に対して経済的な利益供与は行いません。

7. 人権の尊重及び差別の排除

私たちは、一人ひとりの個性を尊重し、性別、信条、身体的条件、社会的身分などによる差別やハラスメントは行いません。

8. 環境への配慮

私たちは、日常業務及び事業活動においてムダをなくすよう努め、省資源・省エネルギーを徹底し、環境にやさしい職場、支援の提供を目指します。

9. 再発防止の徹底と説明責任の遂行

私たちは、会員や社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、事務局長のリーダーシップのもと、徹底した原因究明と再発防止に努めるとともに、会員や社会に対する説明責任を果たします。

行動指針の推進体制

	事務局員	事務局次長	事務局長	理事長
法令順守	○	○主管	○主管	○統括
職務に関する倫理の保持	○	○	○	○
情報の厳正な管理	○副	○主管	○統括	
業務の透明性、適正性の確保	○副	○主管	○統括	
専門知識・能力の確保		○主管	○主管	
反社会勢力への対処	○	○副	○主管	○統括
人権の尊重 差別の排除	○	○	○	○
環境への配慮	○副	○主管	○統括	
再発防止の徹底	○副	○副	○主管	○統括
説明責任の遂行		○副	○主管	○統括

注) 各職位の責任

統括：主管から報告を受けた場合、最終的な判断を示す。

主管：推進責任者

副：主管に対してデータや情報を提出し、主管と共に活動を推進する。